令和８年度「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」委託契約
に係る企画提案公募実施要領

令和８年度に実施する「福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務」委託契約に係る事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案公募を行う。

１　事業の目的

訪問看護ステーション間の連携や人材育成等に係る研修会・交流会等を開催することにより、訪問看護ステーション間の連携・協力関係の構築を推進し、24時間・365日対応可能な訪問看護体制の整備を図る。

２　委託業務の概要

（１）委託業務名

令和８年度　福岡県訪問看護ステーション連携強化事業に係る従事者支援業務

（２）業務内容

業務委託仕様書のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（４）予算規模

１９，３６０千円（消費税及び地方消費税含む）以内

３　企画提案公募参加資格

（１）委託業務に係るノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

（２）次のアからオのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

イ　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成１４年２月２２日１３管達第６６号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）、破産法（平成１６年法律第７５号）、会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていないこと。

エ　県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ　福岡県暴力団排除条例（平成２１年福岡県条例第５９号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（３）共同体で参加する場合は、下記の要件をすべて満たすこと。

ア　上記要件（１）（２）については、共同体の構成員全員が満たしていること。

イ　必ず代表団体を定めること。
ウ　各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。

4　企画提案公募スケジュール

（１）企画提案公募の開始	令和８年４月１３日（月）
（２）企画提案参加申込書の提出期限	令和８年４月２２日（水）１５時まで
（３）質問票の受付期限	令和８年４月２２日（水）１５時まで
（４）質問票に対する回答の掲載	令和８年４月２３日（木）
（５）企画提案書の提出期限	令和８年４月３０日（木）１６時まで
（６）選定委員会（プレゼンテーション）	令和８年５月１３日（水）
（７）選定結果の通知	令和８年５月下旬予定
（８）契約締結	令和８年５月下旬予定

5　企画提案公募への参加申込

（１）受付期間
令和８年４月２２日（水）１５時まで
（２）提出方法
「11　企画提案書等提出先及び問合せ先」の電子メールアドレス宛に、「企画提案公募参加申込書」を電子ファイルで送付すること。なお、送付後は必ず電話にて受信を確認すること。

6　企画提案に係る質問の受付及び回答

（１）受付期間
令和８年４月２２日（水）１５時まで
（２）提出方法
本業務の内容など企画提案公募に関する質問がある場合は、「11　企画提案書等提出先及び問合せ先」の電子メールアドレス宛に、「質問票」を電子ファイルで送付すること。なお、送付後は必ず電話にて受信を確認すること。電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。
（３）質問への回答
回答は、令和８年４月２３日（木）までに、福岡県庁ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみにメールにて回答することとする。
※ なお、企画提案公募説明会については開催しない。

7　企画提案書の提出

（１）企画提案書の記載内容
企画提案書には、別添「業務委託仕様書」のほか、以下ア～オに掲げる事項を盛り込んで記載すること。また、「８　委託先候補者の選定」の審査基準を踏まえた企画提案とすること。
ア　業務の基本方針

・本業務を実施する上での基本的な考え方、コンセプトについて記載すること。

イ　提案事業者の概要

・提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等を示すこと。

・事業を管理する者の経歴、事績等を示すこと。

・関係機関との連携体制を示すこと。

・過去に本業務に類似した業務の実績があれば、具体的に記載すること。

・共同提案事業者等があれば併せて記載すること。

・業務を受託するにあたって、アピールできることを示すこと。

ウ　業務全体の概要

・業務全体の運営管理、実施体制（従事者の役割分担等）を示すこと。

・業務実施スケジュールを工程表などで具体的に示すこと。

エ　研修会・交流会について

・研修会や交流会の企画内容を示すこと。

・研修の受講率を上げるための効果的な周知方法を具体的に示すこと。

・新規の訪問看護ステーションを含め、事業目的である各地域のステーション間の連携協力体制が推進されるような内容を示すこと。

オ　個人情報保護に関する事項

・個人情報保護に関する規定等を提示すること。

（２）提出期限

令和８年４月３０日（木）１６時必着

（３）提出方法

「11　企画提案書等提出先及び問合せ先」へ原本を持参又は郵送するとともに、電子データをメールで送付すること。

※　期限を過ぎた場合は受け付けない。また、期限後の資料の追加又は修正は受け付けない。

※　メール送付後は、必ず電話にて受信を確認すること。

※　電子データの容量が10MBを超える場合は、分割して送付すること。

（４）企画提案書の提出部数及び様式

企画提案書（原本）：１５部（A4判横置き、片面印刷）

企画提案書（電子データ）：PDF形式

（５）その他

ア　提出された企画提案書等は福岡県に帰属するものとし、返却はしないものとする。なお、提出された企画提案書等は選定以外の目的には使用しない。

イ　企画提案書の作成に要した費用、その他募集に要した費用については応募者の負担とする。

８　委託先候補者の選定

（１）選定方法

提案事業者の中から、県が設置する選定委員会による企画提案書の審査（プレゼンテーション）に基づき、最も優秀な企画提案を行った１者を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案者が３者を越えた場合は、企画書による事前評価を行い、優秀であると評価された上位３者にプレゼンテーションを求めることとする。その場合の事前評価は文書で通知する。また、企画提案者が１者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、書面審査とすることがある。

（２）プレゼンテーションの実施

実施日時：令和８年５月１３日（水）１３時００分～１５時００分（予定）

場　　所：福岡県庁

方　　法：原則、集合開催。希望する事業者はオンライン参加も可とする。

※　各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書受理後、別途連絡する。

※　プレゼンテーションは15分以内とする。

※　プレゼンテーション終了後、企画提案書やプレゼンテーション内容等について５分程度質疑応答を行う。

※　プレゼンテーションは、提出された企画書と同じものを使用することとする。選定委員には、７（３）により提出されたものを事務局で事前に配布を行う。

（３）審査基準

審査は、別添「委託先候補者選定要領」により以下の評価項目を数値化して採点を行う。

【評価項目】

①　事業の実施方針及び取組姿勢

②　必要な事業実施体制の確保

③　効果的で実行が可能な事業の提案

④　類似業務の実績

⑤　個人情報保護に関する取組

⑥　関係機関との連携体制

（４）審査結果

委託先候補者決定時期：令和８年５月１４日（木）（予定）

※　結果については文書で通知する。

※　受託候補者の決定後、受託候補者から見積書を徴した上で、契約を締結する予定。

9　委託先候補者選定後の手続き

（１）契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議の上、最終の仕様書を確定し、その仕様書に基づき見積書の提出を依頼する。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結する。なお、契約締結に係る諸経費（印紙代等）は、受託者負担とする。

※　福岡県財務規則第１５９条の規定に準じ、委託業者の決定通知の日から原則７日以内（県の休日を除く。）に締結する。

（２）締結の時期

令和８年５月下旬（予定）

（３）契約保証金（福岡県財務規則第１６９条及び第１７０条関係）

契約を締結するに当たって受託者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに

代わる担保を県に納付又は提供しなければならない。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。

但し、下記のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

ア　受託業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の１００分の１０以上であること）を締結したとき。

イ　受託業者が、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不要品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成２９年４月２８日福岡県告示第３３９号）を有する場合において、その者が過去２年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４）委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。

（５）誓約書の提出

契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※　契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明した場合、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

10　その他

（１）応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者はそのことをもって非選定となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

（２）選定後であっても、応募者の都合により、記載された内容に大幅な変更があった場合は、非選定となる場合がある。

（３）県が提供した資料及びデータ等について、県の承諾がある場合を除き、他への流用を一切禁じる。また、本業務により収集した情報等については、委託業務後、県に返還すること。

11　企画提案書等提出先及び問合せ先

福岡県保健医療介護部　高齢者地域包括ケア推進課在宅医療係

（担当：中間、西田）

所在地　〒８１２－８５７７　福岡市博多区東公園７番７号

電　話　０９２（６４３）３２７５

Email　zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp